

親権者の責任の範囲を画した最高裁第一小法廷

平成 27 年 4 月 9 日判決のご紹介

弁護士 上里 美登里

御池ライブラリー2015年4月号で、「学校内事故－児童本人が責任能力を欠く場合」と題する論考において、親権者や学校側の責任に関する検討を行いました。その直後、最高裁第一小法廷平成 27 年 4 月 9 日判決が出ましたので、この最高裁判決の紹介をさせていただきます。

(http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/032/085032_hanrei.pdf)

この最高裁判決の事案は、満 11 歳の男子児童 C がゴールに向けてサッカーボールを蹴ったところ、ボールが道路に転がり出て、自動二輪車を運転して進行してきた B (大正 7 年 3 月生) がボールを避けようとして転倒して傷害を負い、後に死亡したというもので、親権者の責任が問われていました。

最高裁は、

- ① 本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実に照らすと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。
- ② 通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。ことなどを理由として、親権者は「民法 714 条 1 項の監督義務者としての義務を怠らなかつたというべきである。」と判示しました。

上記御池ライブラリー2015年4月号の拙稿においては、法定監督義務者(親権者等)の責任について一定の基準を立てていました。改めてまとめなおすと、以下のようになります。

- ① そもそも加害者側に賠償責任がない(行為の違法性が否定される)とされる場合
児童の遊戯方法として一般に是認されている遊戯中に、遊戯者間において遊戯行為そのものに起因して生じた事故等(東京高判昭和 59 年 4 月 26 日/判例時報 1118 号 181 頁参照)
(法定監督義務者の責任は問題とならない。)
- ② 行為の違法性が認められる場合、法定監督義務者の監督義務の範囲は、児童を直接監視し、直接監督行為を及ぼすことができる範囲内に限られない。(神戸地判昭和 51 年 9 月 30 日/判例時報 856 号 73 頁参照)
- ③ 親権者は、原則として、責任弁識能力のない児童による不法行為の損害を賠償すべき責任を負い、代理監督義務者(学校教師等)が責任を負う場合でも、そのことによって親権者の責任が当然に免除されることにはならない。(宇都宮地判平成 5 年 3 月 4 日/判例時報 1469 号 130 頁、甲府地判平成 16 年 8 月 31 日/判例時報 1878 号 123

頁参照)

④しかし、

・ 不法行為の行われた時間・場所、その態様、児童の年齢等から判断して、当該行為が学校生活において通常発生することが予想できる態様のものであり、

・ もっぱら代理監督義務者の監督下で行われたと認められる場合には、親権者は、その監督義務を怠らなかったとして、責任を免れ得る。(前掲宇都宮地判平成5年3月4日参照)

今回の最高裁判決の事例では、代理監督義務者(学校側)の責任は問われていないようであるため、判決において代理監督義務者による監督との関係は考慮されていません。

最高裁判決の上記理由付①からすれば、行為の違法性自体が否定されたようにも読み取り得ると思いますが、具体的事例における親権者の監督義務の範囲を示した最高裁判決として、実務に与える影響が大きいものと考えられ、紹介致しました。